

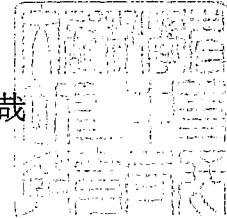
19文科高第659号
医政発第0108008号
平成20年1月8日



各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会

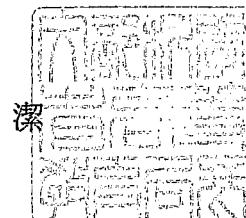
文部科学省初等中等教育局長

金森 越哉



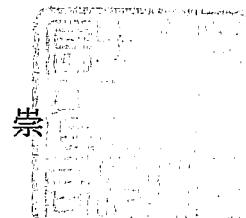
文部科学省高等教育局長

清水



厚生労働省医政局長

外口



保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令の公布について

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、十分留意の上、貴管下学校養成所及び関係団体へ周知いただくとともに、その実施につき遺漏のないようお願いします。

記

1. 改正の趣旨

我が国の看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩等大きく変化してきており、看護職員には、より患者の視点に立った質の高い看護の提供が求められている。一方で、看護業務の複雑・多様化、国民の医療安全に関する意識の向上等の

中で、学生の看護技術の実習の範囲や機会が制限される傾向にある。

こうした中、厚生労働省において平成18年3月から全9回にわたり「看護基礎教育の充実等に関する検討会」を開催し、看護をめぐる現状と課題、保健師教育・助産師教育・看護師教育（以下「看護基礎教育」という。）それぞれの現状と課題、充実すべき教育内容並びに専任教員の資質の向上等について検討を行い、平成19年4月には、看護基礎教育それぞれのカリキュラム改正案や、その実施に関する教員及び実習指導者に係る事項を中心とした報告書が取りまとめられたところである。

また、文部科学省において「大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議」を設置し、厚生労働省における検討会の動向に呼応して保健師助産師看護師学校養成所指定規則を改正した場合の大学・短期大学への適用課題等について検討を行い報告書が取りまとめられたところである。

今回の改正は、これらを踏まえ、看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容の充実を図り、保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）学校養成所における生徒及び学生の看護実践能力を強化するため、看護基礎教育のカリキュラム改正等を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 保健師教育について（別表1）

- ① 「地域看護学」においては、地域及び学校保健、産業保健を含んだ公衆衛生看護活動に焦点を当てることとした。
また、地域看護学の内容を「個人・家族・集団の生活支援」「地域看護活動展開論」「地域看護管理論」に区分した。
- ② 「疫学・保健統計」を「疫学」と「保健統計学」に分けた。
- ③ 「保健福祉行政論」を従来の2単位から3単位とした。
- ④ 臨地実習を、従来の3単位から4単位とした。また、地域看護学の教育内容の区分に合わせ、地域看護学実習についても「個人・家族・集団の生活支援実習」「地域看護活動展開論実習」「地域看護管理論実習」と区分し、教育内容を明確化した。
- ⑤ 上述の教育内容の強化を図るため、単位数の総計を従来の21単位以上から23単位以上とした。

(2) 助産師教育について（別表2）

「臨地実習 助産学実習」について、医師と助産師との連携・協働を認識し、分べんの正常な経過を理解するため、原則として取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位单胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとした。また、当該実習の単位数を従来の8単位から9単位に増加したことから、全体としても従来の22単位以上から23単位以上とした。

(3) 看護師教育について（別表3、別表3の2及び別表3の3）

- ① 全ての看護実践の基盤となる内容を強調して学ぶことができるよう、基礎看護学を教育内容とする専門分野Ⅰを設けた。また、専門分野Ⅱを設け、対象の発達段階に応じた看護の実践を学ぶこととした。さらに、基礎分野、専門基礎分野、専門分

野Ⅰ及びⅡで学習したことを、臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合させるため、統合分野を設けた。

- ② 基礎分野において学習する「人間と人間生活の理解」を「人間と生活・社会の理解」に改めた。
- ③ 専門基礎分野において学習する「社会保障制度と生活者の健康」を「健康支援と社会保障制度」に改めた。
- ④ 専門分野Ⅰを新たに設け、「基礎看護学（臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑤ 専門分野Ⅱを新たに設け、「成人、老年、小児、母性、精神看護学（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑥ 統合分野を新たに設け、「在宅看護論、看護の統合と実践（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑦ 統合分野を設け、「看護の統合と実践」を含めたことに伴い、単位数の総計を、
 - ・3年課程においては93単位以上から97単位以上、
 - ・2年課程においては62単位以上から65単位以上、
 - ・高等学校及び高等学校の専攻科課程においては102単位以上から105単位以上とした。
- ⑧ 高等学校及び高等学校の専攻科課程において、5年間の一貫した教育課程の編成が特に必要と認められる場合には、別表3の3に配当された単位数によらず、教育が行えるようにする。

（4）その他

- ①専任教員について（保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成8年文部省・厚生省令第1号）附則第3項等）

現在、看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間3年課程、高等学校及び高等学校の専攻科課程では8人を6人と、2年課程では7人を5人とする経過措置を設けているが、教育内容の充実に伴い教員組織も併せて充実する観点からこの経過措置を平成23年3月31日までとする。

- ②図書室等について（第5条の2）

看護師等学校養成所又は准看護師学校養成所を併設するに当たっては、教育上支障がない場合に限り、図書室、実習室及び在宅看護実習室は併設する学校養成所のものと、それぞれ兼用とすることとする。

3. 施行期日等

（1）施行期日

平成20年4月1日施行（平成21年度の入学生から新カリキュラムの適用）

ただし、2年課程の看護師教育については、平成21年4月1日施行（平成22年度の入学生から新カリキュラムの適用）とする。

（2）経過措置

改正省令の施行の際現に指定を受けている学校養成所において、看護師等として必要な知識及び技能を修習中の生徒及び学生に係る教育の内容については、従前の例に

よることができます。

4. 実施にあたり留意すべき事項

今回の改正に伴い、必要となる学校養成所の学則の変更等については、遗漏のないよう当該学校又は養成所に対して指導されたいこと。

○文部科学省令第一号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百二号)第二十八条及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第十一条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年一月八日

文部科学大臣 渡海紀三朗

厚生労働大臣 外添 要一

(保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項各号に記載以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五条の次に次の二条を加える。

(指定基準の特例)

第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所(以下この項において「保健師等学校養成所」という)であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第一条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号(同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室(以下この項において「図書室」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室(以下この項において「実習室等」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

別表一(第二条関係)

教 育 内 容	単 位 数	備 考
地域看護学 地域看護学概論 個人・家族・集団の生活支援 地域看護活動展開論 地域看護管理論	一一(一〇) 一一	学校保健・産業保健を含む。
	一〇(八)	
疫学 保健統計学 保健福祉行政論	一一 一一 一一	
	一一(一)	

基礎分野	教 育 内 容	単 位 数			
科学的思考の基盤 人間と生活・社会的理解	一三				
別表三(第四条関係)					
別表二					
別表一(第三条関係)					
備考					
一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第一十八号)第二十一条第一項の規定の例による。					
二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。					
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習四単位以上及び臨地実習以外の教育内容十九単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。					
別表二を次のように改める。					
別表三を次のように改める。					
別表三(第四条関係)					
地域看護学実習 個人・家族・集団の生活支援 実習					
地域看護活動展開論実習					
臨地実習					
保健所・市町村での実習を含む。 継続した訪問指導を含む。					
四 四					
二 二					
一 一三(一一〇)					
合 計					
備考					
六(五)					
九一六					
一三(一一)					
合					
備考					
一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第一項の規定の例による。					
二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。					
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。					
別表二を次のように改める。					
別表三を次のように改める。					
別表三(第四条関係)					

合	統合分野	基礎分野	教 育 内 容	単 位 数	別表三の二(第四条関係)		
					専門分野Ⅰ	専門分野Ⅱ	専門分野Ⅲ
計	看護の統合と実践	基礎看護学 臨地実習 在宅看護論	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	一〇三三三三三	二二六	四	七
六五	二二四四三	二二二二二	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

チ 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第一号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四条第一号、第一号又は第四号の規定により指定される場合において、臨地

実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上(うち基礎分野十二単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせ四十単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定められた方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び直接授業並びに病院の見学により行うものとする。

四 次に掲げる学校等において既に履修した科目について、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条

ハ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技師法第十四条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校又は

ナ 理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号若しくは二号の規定により指定され

ト いる学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは二号の規定

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能

ト ト訓練士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第一号又は第四号の規定により指定されている学

校又は救急救命士養成所

ヌ 言語聴覚士法第三十三条第一号、第一号、第三号又は第五号の規定により指定され

ている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地

実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上(うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせ二十八単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十二条第二項の規定の例による。

二 制の課程においては、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条の規定の例による。

三 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定められた方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び直接授業並びに病院の見学により行うものとする。

四 別表三の二を次のように改める。

専門分野Ⅰ	専門基礎分野	基礎分野	教 育 内 容	高 等 学 校	单 位 数	別表三の二(第四条関係)		
						専門分野Ⅱ	専門分野Ⅲ	合 計
五五八	基础看護学 臨地実習 在宅看護論	人体の構造と機能 疾病的成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	科学的思考の基礎 人間と生活・社会の理解	六	一〇	二七	二七	五八
三				專 攻 科				
五五一				合 計		一五	一五	一五

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
(看護師学校養成所の指定基準)	(看護師学校養成所の指定基準)	
第四条 (略)	第四条 (略)	
2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。	2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。	
一～十一 (略)	一～十二 (略)	
3 看護師学校養成所のうち、前二項に規定する課程を併せて設けようとするものに係る令第十二条の主務省令で定める基準は、前二項各号(前項第十号を除く。)に定めるところによるものとする。ただし、第一項の課程の実習室又は在宅看護実習室は第二項の課程の実習室又は在宅看護実習室と、第一項の課程の図書室は第一項の課程の図書室と兼用とすることができる。	3 看護師学校養成所のうち、前二項に規定する課程を併せて設けようとするものに係る令第十二条の主務省令で定める基準は、前二項各号(前項第十号を除く。)に定めるところによるものとする。ただし、第一項の課程の実習室又は在宅看護実習室は第二項の課程の実習室又は在宅看護実習室と、第一項の課程の図書室は第一項の課程の図書室と兼用とすることができる。	
4 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科(以下この項において「専攻科」という。)において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。	4 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科(以下この項において「専攻科」という。)において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。	
一～十二 (略)	一～十二 (略)	
(指定基準の特例)		
第五条の二 保健師学校養成所 助産師学校養成所 看護師学校養成所又は准看護師学校養成所(以下この項において「保健師等学校養成所」という。)であ		

つて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについて
 は、第一条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、
 第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条
 第三項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」とい
 う。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第一条
 第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項
 第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第
 七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習
 室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室
 等と、それぞれ兼用とすることができる。

別表一（第一条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学概論 個人・家族・集団の生活支援 地域看護活動展開論 地域看護管理論 疫学 保健統計学 保健福祉行政論 臨地実習 地域看護学実習	一二(一〇) 一一(八) 一二 三四四二二一〇(八)	学校保健・産業保健を含む。
保健所・市町村での実習を含む。		

別表一（第一条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学概論 地域看護活動論 地域看護管理論 疫学・保健統計 保健福祉行政論 臨地実習 地域看護学実習	一二(一〇) 三(一) 九(八) 四 一二(一) 三四三	
		情報処理を含む。

個人・家族・集団の生活支援実習	地域看護活動展開論実習	地域看護管理論実習	継続した訪問指導を含む。
合計	二 〔二〕	二 〔一三〕(一〇)	備考 一、二 (略)
別表一（第三条関係）			三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習四単位以上及び臨地実習以外の教育内容十九単位以上であるときは、「この表の教育内容」との単位数によらないことができる。
教育内容	単位数	備考	
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六 (五) 九 九 一 一 六		

備考 一、二 (略)	別表一（第三条関係）	教育内容	単位数	備考
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二単位以上及び臨地実習以外の教育内容十八単位以上であるときは、「この表の教育内容」との単位数によらないことができる。		基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六 (五) 八 八 一 一 六	
実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。 の場合において、原則として、取扱う分べんは、正期産・経産分べん。		実習中分べん（妊娠七月未満の分べんを除く。）の取扱いについて は、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせるこ		
				合計 二二 (一八)

		備考	
合計		一(三)	二(二)
専門分野II	専門分野I	別表三 (第四条関係)	三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、この表の教育内容との単位数によらないことができる。
母性看護学	成人看護学	基礎看護学	頭位単胎として、分べん第一期から第三期終了より一時間までとする。
老年看護学	臨地実習	基礎看護学	一五
小児看護学			六
四	四	四	六
三	三	三	一〇

別表二（第四条関係）

合 計	一、二 (略)	頭位單胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
一一一 (一一一)		

備考		合計	一、二(略)
三	複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習八単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらない」とができる。	一一一(一一一)	
別表三 (第四条関係)			
基礎分野	教育内容	単位数	
専門基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	一 二 三 四 五	
専門分野	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	一〇 六	

別表二（第四条關係）

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習八単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、(1)の表の教育内容(2)の単位数によらない(1)ができる。

別表二の二(第四条関係)

複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上）であるときは、この表の教育内容（）との単位数によらない」とができる。

複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野三十六単位以上）であるときは、この表の教育内容（）との単位数によらない」とがされる。

別表二の二（第四条関係）

三、複数の教育内容を併せて教授する」ことが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十二単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野三十六単位以上）であるときは、この表の教育内容との単位数によらない」とがである。

備考 一三 (略)

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野I、専門分野II及び統合分野を合わせて二十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二の三（第四条関係）

基礎分野	教育内容	単位数		
		高等学校	専攻科	合計
専門基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	六	一〇	一六
専門分野I	人体の構造と機能 疾病的成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	二 七	五 八	一 一
専門分野II	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	五 五	五 五	一 一
		一一一 二	五 五	八 八
		四 三 三 三 四	三 五	一 一 一 一 一
		四 四 四 四 六	五 五	一 一 一 一 一

備考 一三 (略)

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野二十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三（第四条関係）

基礎分野	教育内容	単位数		
		高等学校	専攻科	
専門基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	六	一〇	
専門分野	人体の構造と機能 疾病的成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	二 七	五 九	
専門分野	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	一一一 二	四 九	
		一〇 一 一 一 一 一 一 一	四 三 三 三 四 四 三	八 八 八 八 八 八 八 八

備考		看護の統合と実践				在宅看護論				臨地実習					
		看護の統合と実践		在宅看護論		臨地実習		在宅看護論		看護の統合と実践		在宅看護論		臨地実習	
合計		三八		二	四	四	四	二	二	二	四	二	三	五	
		六七		二	二	四	四	二	二	二	四	二	二	三	
		一〇五		二	二	四	四	四	二	二	二	四	二	七	

一 単位の計算方法は、高等学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第一款第一項の規定による。専攻科にあつては大学設置基準第二十二条第一項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容」との高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容」との単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が六十七単位以上であるときは、この表の教育内容」との単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

備考		看護の統合と実践				在宅看護論				基礎看護学				
		看護の統合と実践		在宅看護論		基礎看護学		看護の統合と実践		在宅看護論		基礎看護学		
合計		三八		二	四	二	四	二	二	二	四	二	四	四
		六四		二	二	二	二	五	二	二	二	二	二	二

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成八年文部省・厚生省令第一号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、 平成二十二年三月三十日までの間、改正後の第四条第一項第四号の規定中 「八人」とあるのは「六人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、 当分の間、改正後の第四条第一項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十年文部省・厚生省令第一号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、 平成二十三年三月三十日までの間、改正後の第四条第一項第四号の規定中 「七人」とあるのは「五人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、 当分の間、改正後の第四条第二項第四号の規定中「七人」とあるのは「五人」とする。</p>

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十一年文部省・厚生省令第五号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十日までの間、改正後の第四条第二項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間、改正後の第四条第四項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>